議案第７８号

清水町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和８年９月３日提出

清水町長　　辻　　康　　裕

清水町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

清水町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年清水町条例第１９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
（登録） **第４条**　町長は、前条の規定により申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するものとする。 （代理人による申請等） **第13条**　地方自治法施行規則第18条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。	（登録） **第４条**　町長は、前条の規定により申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するものとする。 （代理人による申請等） **第13条**　地方自治法施行規則第19条第１項第１号ト に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。